

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

規制の名称：妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室

評価実施時期：令和5年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

- 特定受託事業者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく産前産後休業や育児休業、介護休業又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）による育児介護休業制度・就業時間の制限等、現行の労働法による就業を継続しながら育児介護等を行うための保護の対象外となっている。
- 一方で、特定受託事業者は個人が契約の主体と役務提供の主体を兼ねていることから、育児介護等を理由として業務量等の制限を行う場合、業務委託の遂行に直接の影響が出る一方で、特定業務委託事業者との力関係により、業務量の調整等を申し出ることが難しい状況にある。
- こうしたことから、特定受託事業者が就業を継続しながら育児介護等を行うための保護がなされない場合、特定受託事業者が育児介護等への対応か業務の継続かの選択を余儀なくされ、取引活動の中断や取引市場からの撤退につながる可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

特定受託事業者として働いている場合であっても、特定受託事業者の育児介護等の状況や契約の態様に応じた柔軟な対応ができるよう、特定業務委託事業者に対し、特定受託事業者からの申し出に応じて、育児介護等と両立可能な就業条件の設定やそのための説明・協議を丁寧に行うなどの

配慮を求めることとする。

※配慮義務がかかるのは、一定の取引関係が継続する場合であり、それ以外の契約については、努力義務とする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

○遵守費用として、特定受託事業者から特定業務委託事業者に対する配慮の申出があった場合に、例えば、

- ・育児介護等の状況に応じた就業条件の設定等を行うために特定受託事業者からの交渉に応じる
 - ・上記の交渉に基づき、発注企業の内部で検討し、必要な措置を講じる
- 等の対応が発生することが想定される。

○行政費用として、特定受託事業者から本規制に違反する疑いのある事案があった場合の事実確認、違反があった場合の是正措置等に係る事務が発生する（都道府県労働局が対応）。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

○特定業務委託事業者が行う配慮としては、例えば、

- ①妊婦について、母性保護や健康管理のため、妊娠健診受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮すること
- ②育児・介護を行う時間の確保のため、育児・介護と両立可能な就業日・時間の設定をしたり、著しく短い納期での発注を避けること
- ③契約締結過程で、特定受託事業者が育児介護等を行いながら就業することが可能となるような就業条件の設定に向けて、丁寧な協議を行ったり、特定受託事業者の求めに応じて必要な説明をすること

等が考えられる。

○特定業務委託事業者から特定受託事業者に対し、育児介護等の状況に応じて上記のような配慮が行われることで、

- ・時間・場所の拘束を伴う就業により育児介護等に割く時間がないこと、
- ・就業に係る柔軟な対応ができず育児介護等に伴う突発的な対応ができないこと

等の育児介護等と業務の両立を困難とする要因の解消につながり、個人が特定受託事業者としてその有する能力を十分に発揮しながら働くことができ、特定受託事業者の取引市場の更なる発展につながる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の金銭価値化は困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和には該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

○特定受託事業者からの申出があった場合に、特定受託事業者が育児介護等と両立しつつ、就業することができるよう配慮する対応は発生するものの、特定業務委託事業者において、申出の内容を検討し、可能な範囲で対応を講じるべきものとするとしており、特定業務委託事業者の対応コストは限定的である。

○一方、特定受託事業者の申出に応じて、育児介護等の配慮がなされることで、特定受託事業者がその有する能力を十分に発揮しながら就業することは、成果物や役務の質の維持・向上や特定受託事業者の取引市場の発展につながることから、遵守費用を超える便益が生じる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制について、法律上で規定せず、指針やガイドラインのみにより特定業務委託事業者による配慮を促すということも考えられるが、特定受託事業者に対する育児介護等の配慮は、事業者と役務提供主体を兼ねる特定受託事業者にとって取引を継続し得るか否かを左右する不可欠な要

素である一方、個々の特定業務委託事業者においては、特定受託事業者の育児・介護等に配慮するインセンティブがなく、実効性に劣ることから、法律において配慮義務を規定することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の検討段階やコンサルテーション段階において本評価等の活用は行っていない。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案附則第2項の規定に基づき、施行後3年を目途として、本規定の在り方について検討を行う。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

あらかじめ指標を設定することは困難。